

「ショートステイ 菰山・ぶなの森」重要事項説明書

様

当事業所は利用者に対して短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護を提供いたします。事業所の概要と提供されるサービス内容について、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 函要会
- (2) 法人所在地 〒419-0114 静岡県田方郡函南町仁田284-5
- (3) 電話番号 055-970-1127
- (4) F A X 055-970-1155
- (5) 代表者氏名 杉山 潔

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成21年6月5日指定
指定共生型短期入所事業所 令和1年10月1日指定
- (2) 事業所の名称 ショートステイ 菰山・ぶなの森(介護型)
- (3) 事業所の所在地 〒410-2141 静岡県伊豆の国市菰山山木391-1
- (4) 電話番号 (代表)055-940-0027 (ショートステイ)055-940-0035
- (5) F A X (代表)055-940-2700 (ショートステイ)055-940-2702
- (6) 事業所長(管理者) 山口恵子
- (7) 開始(サービス開始) 平成21年6月5日
- (8) 介護保険事業所番号 第2270800184号
障害福祉事業所番号 第2210800526号

3. 施設の概要

建物構造:鉄筋コンクリート造 2階建

延床面積:2833.59 m²

4. 事業所の目的と運営方針等

事業所の目的

介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、利用者に短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の運営方針

「明るく 親切に」 利用者＝お客様の一人一人に対し、介護、生活支援や介護相談に明るく親切に接します。

5. 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業も併せて実施しています。

特別養護老人ホーム 葦山・ぶなの森 (介護老人福祉施設)	H21年6月5日静岡県指定第2270800184号
デイサービス 葦山・ぶなの森 (通所介護)	H21年6月5日静岡県指定第2270800184号
ケアプラザ 葦山・ぶなの森 (居宅介護支援)	H21年6月5日静岡県指定第2270800184号
放課後等デイサービス 葦山・ぶなの森 (障害児童通所支援)	R1年10月1日静岡県指定第2250800089号

6. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。利用される居室はすべて個室となります。

居室・設備の種類		備考
居室(1人部屋)	10室	ユニット型生活支援
リビング(食堂)	1室	
浴室	1室	個浴(1)・特殊浴槽(1)
医務室	1室	
機能訓練室	1室	

(介護予防)短期入所生活介護サービスまたは共生型短期入所は、ユニット型ケアを行い、利用前の自宅における生活と利用後の生活が連続したものになるよう配慮しながら生活支援をいたします。

7. 営業日および受付状況

営業日	年中無休
受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30
利用定員	10名(介護予防短期入所生活介護)

8. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスまたは介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。)

職種	短期入所生活介護(施設併設)	
	常勤	非常勤
1 事業所長(管理者)	1(兼務)	
2 介護職員	6(専従)	
3 生活相談員	1(兼務)	
4 看護職員	1(兼務)	
5 機能訓練指導員	1(兼務)	
6 介護支援専門員		
7 非常勤委託医師		1(兼務)
8 栄養士	1(兼務)	
9 事務員	1(兼務)	

9. サービスの内容

(1) 法定給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士により、栄養のバランスと利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。食事は出来るだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食:7:00～ 昼食:11:00～ おやつ:15:00～ 夕食:17:00～ 食事は2時間まで取り置きが可能となっております。
排泄	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。利用者の希望がない限りオムツ・パット類は施設の物を使用しますので持参されなくて大丈夫です。
入浴・清拭	<ul style="list-style-type: none"> 身体の状態に応じて一般入浴(個浴)と特別入浴(機械浴)とに分かれています。原則として週に2回の入浴を利用できます。入浴日に体調不良等で入浴が困難な場合は清拭を利用できます。一泊二日のご利用でも1回の入浴を利用できます。
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> 寝たきり防止のため、出来るだけ離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを配慮します。また、必要時に応じて衣類の交換のお手伝いをします。 適切な整容が行えるように援助します。 シーツ交換は週1回実施し、また汚れた都度交換をします。
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> 衣類の洗濯を行います。忘れ物・紛失防止のため原則として、退所日と退所日の前日の洗濯は行いません。(1泊2日、2泊3日の利用の方は行いません。) また乾燥機を使いますので縮んでしまう衣類(セータ類等)は洗濯が出来ませんので持ち帰っていただきます。 衣類のすべてに名前のご記入をお願い致します(持ち物にも全てにも名前のご記入をお願い致します)。 日曜日の洗濯は行っていません。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練は行えません。集団体操やレクリエーションを通し、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 看護師が健康管理のお手伝いをしますが、利用期間中は主治医の診断による治療方針と方法が継続されます。 緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎをいたします。 救急搬送の際は可能な限り事前にご家族に連絡をおとりし、ご家族の付き添いをお願いいたします。 急変時以外でも、看護師等の判断により医療機関への受診をお願いする場合があります。その際の送迎や付き添いは、原則としてご家族をお願い致します。

夜間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間は1フロア(10名)に対し夜勤者が 1 名体制で夜勤を行います。また夜間は睡眠を妨げないよう2時間ごとの巡視をし安否確認を行っております。 ・ 夜間は看護師がいませんが看護師が交代制にて電話当番をしております。緊急時には看護師に連絡をとり対応をしております。 ・ 1名で対応をしておりますのでナースコールに直ぐに対応できないことがあります。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者およびそのご家族からのご相談について可能な限り、必要な援助を行うよう努めます。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご希望により、ご自宅から事業所間の送迎を行います。通常の送迎の実施地域は、以下の地域としております <ul style="list-style-type: none"> ①伊豆の国市全域 ②函南町(桑原と平井の一部「ダイヤモンド」を除いた地域) ③伊豆市(熊坂、牧之郷 以北) ④三島市(安久、松本、大場 以南) ⑤沼津市(大平 以東) <p>上記の地区以外は、ご家族送迎となります。通常の事業実施地域以外にお住まいの方で、送迎を利用される場合は、実施地域の市町村の境を超えた地点より、1kmごとに100円いただきます。</p> ・ 施設送迎は基本的に月曜日から土曜日の午前9時～午後5時、自宅発着の間で行います(行事等都合により、送迎の制限や希望時間の調整もあります)。 ・ 日曜日は原則として、ご家族送迎となりますが、やむを得ない事情等がある場合はご相談に応じます(ご家族送迎の対応時間は午前8時半～午後6時半までとなっております)。 ・ 日曜日・夜間(17時以降)に利用者が体調不良あるいは他の利用者に著しく迷惑行為を行う等により事業所対応が困難と判断させていただいた場合は上記の時間帯は施設送迎が対応出来ませんので、ご家族対応にて迎えに来て頂きますので、ご了承ください。

(2) サービス利用料金(1日あたり)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

要支援	要支援1	要支援2			
1 利用者のサービス利用料金	5,290円	6,560円			
2 サービス利用に係る自己負担額	529円	656円			
(2段階は負担割合2割の場合の負担額)	1,058円	1,312円			
(3段階は負担割合3割の場合の負担額)	1,587円	1,968円			
要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 利用者のサービス利用料金	7,040円	7,720円	8,470円	9,180円	9,870円
2 サービス利用に係る自己負担額	704円	772円	847円	918円	987円
(中段は負担割合2割の場合の給付額)	1,408円	1,544円	1,694円	1,836円	1,974円
(下段は負担割合3割の場合の給付額)	2,112円	2,316円	2,541円	2,754円	2,961円

※ 加算(減算)料金…職員配置や送迎対応の有無、受入や滞在の状況により加(減)算がございませう。

- ・送迎加算 片道1,840円(自己負担額 184円、2割負担の場合368円、3割負担の場合552円)
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ 100円(自己負担額 10円、2割負担の場合 20円 3割の場合 30円)
- ・機能訓練体制加算 120円(自己負担額 12円 2割負担の場合 24円 3割負担の場合 36円)
- ・夜勤職員配置加算Ⅳ 200円(自己負担額 20円、2割負担の場合 40円 3割の場合 60円) ※要支援の方は対象外
- ・緊急短期入所受入加算 900円(自己負担額 90円、2割負担の場合180円 3割の場合 270円)
〔やむを得ない理由で緊急利用する場合、7日間まで(事情により最大14日間まで)加算。〕
- ・長期利用者提供減算 ▲300円(自己負担額▲30円、2割負担の場合▲60円 3割の場合▲90円)
〔入所が連続して30日超となった場合、30日を超えた日以降に減算。〕
- ・サービス提供体制強化加算Ⅰ 220円(自己負担額 22円、2割負担の場合 44円、3割負担の場合 66円)
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 保険単位合計×14.0%(端数四捨五入)

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

利用者がユニット型ケアの提供を受けることによる利用する個室の滞在費および食事の提供を受けることに伴う費用は次のとおりです。滞在費は、厚生労働大臣が定める滞在費の算定方法により算定した金額をお支払ください。ただし、厚生労働大臣が定めた低所得者に対する措置に該当する利用者は、市町村役場へ介護保険負担限度額認定を申請して、介護保険負担限度額認定証の交付をうけ、区分により定められた金額をお支払ください。

滞在費・食費の負担額(1日あたり)

負担区分	滞在費	食費		おやつ費	嗜好品代
第1段階	880円	300円	*1日あたりの金額となります。	120円	70円
第2段階	880円	600円		120円	70円
第3段階①	1,370円	1,000円		120円	70円
第3段階②	1,370円	1,300円		120円	70円
第4段階	2,066円6	1,630円	内訳:朝420円、昼670円、夕540円	120円	70円

* 嗜好品代については、1ヶ月700円を上限とします。食費は「食材料費」+「調理費」が利用者の負担です。滞在費は「建設費用(修繕・維持費用を含む)」+「光熱水費等」が利用者の負担です。

厚生労働大臣が定めた負担限度(第3～1段階の低所得の食費・滞在費の負担限度額)

対象者		区分	食費の負担限度額	滞在費の負担限度額
			日額	日額
生活保護受給者		利用者負担第1段階	300円	820円
老齢年金受給者				
市町村民税 境界層 世帯非課税 該当者	年金収入等80万円以下の方	利用者負担第2段階	600円	820円
	年金収入等(80万円超120万円以下)	利用者負担第3段階①	1,000円	1,370円
	年金収入等(120万円超)	利用者負担第3段階②	1,300円	1,370円

- * 市町村民税世帯非課税(世帯主及びすべての世帯員が、市町村民税非課税である者又は市町村民税が免除された者)
- * 境界層該当者(本来適用されるべき滞在費・食費や高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者)
- ・ 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護認定を受けた後、自己負担限度額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画書が作成されていない場合も、償還払いとなります。その際には「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(4) その他のサービス

以下のサービスは料金が利用者の負担となります。

種類	内容
理髪	月に2回、美容師の出張による美容サービスがご利用いただけます。 (カット料金)第2木曜日:クランチケア…1,900円(税込み)・第4月曜日:ブロンシュの森…2,200円(税込み)
嗜好品代	食事時のお茶以外のコーヒー・紅茶・ジュース等を提供させていただきます。
レクリエーション活動	希望に応じて、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。参加された場合は、材料費等の実費をいただきます。
移送	外出の為の移送において、ご家族の対応が困難な場合、普通車・ストレッチャー車による代行サービスをご利用いただけます。その際は、片道1,840円(ショートステイ送迎費用に準ずる)の移送費をいただくこととなります。
医療にかかる費用	処置等をする際に持参のものがなく、やむなく施設の医療品を使用した場合は、所定の費用をご負担いただきます。
ローソン訪問販売	月2回、第2・4週の火曜日にローソン訪問販売がございます。ご利用される方は代金持参での利用お願いいたします。

10. 利用料金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月の10日以降に請求しますので、同月の20日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ・ 金融機関口座への振込み
- ・ 金融機関口座からの引き落とし(手続きに3ヶ月かかります)
- ・ 現金払い

11. 利用の中止・変更・追加

利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。

ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%(自己負担相当額)

12. 苦情受付窓口、苦情・虐待解決委員

当事業所における苦情の受付は次のとおりです。

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

電話:055-940-0027 FAX:055-970-2700

苦情・虐待解決委員

役職	氏名	電話番号	連絡先住所
苦情解決責任者	杉山 潔	055-940-0027	静岡県伊豆の国市菰山山木391-1
苦情解決担当者	山口 恵子	055-940-0027	静岡県伊豆の国市菰山山木391-1
苦情解決担当者	今井 美保	055-940-0035	静岡県伊豆の国市菰山山木391-1
第三者委員	佐口 則保	055-978-3242	静岡県田方郡函南町畑毛 513
第三者委員	日吉 悦子	055-949-3758	静岡県伊豆の国市菰山山木 616-1
第三者委員	高橋 宗弘	055-979-4603	静岡県田方郡函南町仁田 282-3

役職	電話番号
静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付	054-253-5590
伊豆の国市役所 介護福祉課	0558-76-8011
函南町役場 福祉課高齢者福祉係	055-979-8126
三島市役所 長寿介護課	055-983-2609
伊豆市役所 長寿介護課	0558-72-9860
沼津市役所 長寿福祉課	055-934-4835

13. 事故発生時の対応

- ① 事故対応に対しては組織を上げて支援します。事故対応はすべての業務に優先します。
- ② 事故対応にあたっては、公平性、透明性に努めます。
- ③ 事故への応急対策、家族連絡および市区町村への連絡を行います。
- ④ 問題の明確化に努めます。
- ⑤ 原因を調査します。
- ⑥ 記録の作成をします。
- ⑦ 利用者に対するサービスの提供により、事業所側に明らかな過失が認められる賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 身体拘束について

- ・ サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合をのぞき、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者またはご家族に対して事前に口頭および文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ・ 施設長を長とする身体拘束検討委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消のために検討に努めます。

15. 個人情報の保護

利用者およびご家族の個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び厚生労働省が定める医療、介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインを遵守し、当法人が定める個人情報に関する基本方針をはじめ個人情報に関する諸規定を守り適正かつ適切な取扱いをまいります。

当施設ご利用の際に留意していただく事項

種類	内容
来訪・面会	面会時間は1階での30分程度とさせていただきます。 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度面会票を記入して、職員に届け出てください。 飲食物(利用者への差し入れ)を持ち込まれた場合は、必ず職員に声をかけてください。
外出	外出される場合は、事前に行き先と外出される時間を職員にお申し出ください。外出時には所定の用紙に、行き先と外出時間を記入してください。また、食事が不要な場合は、お早めにお申し出ください。
医療機関への受診	定期的な受診が利用期間中に予定されている場合、利用中の受診を行うことは可能です。その場合、ご家族の方にて受診をしていただきます。尚ご家族にて送迎が困難な場合は、施設送迎をいたします。その際は、片道1,840円(ショートステイ送迎費用に準ずる)の移送費をいただくこととなります。
居室・設備・器具	ショート以外の居室以外で特養の居室が空室時には特養の居室を使わせていただく事もありますのでご了承ください。 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。 利用者に対するサービスの実施および安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室に立ち入り必要な措置をとることが出来るものとします。ただし、その場合は、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
喫煙	喫煙は決められた時間・場所以外ではお断りします。 また、ライターやマッチ等は防災管理上、施設でお預かりさせていただきます。
迷惑行為等	騒音・暴力行為・暴言等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。著しい迷惑行為が見受けられる場合は利用を中止させていただく場合もございます。
所持品の管理等	現金や貴重品のお持込みはご遠慮ください。万が一紛失された場合、責任は負いかねますのでご了承ください。 施設内で購入もしくは必要とされる費用については、利用料金と合わせて請求をさせていただきます。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットのお持込みおよび飼育はお断りします。
予約について	ショートステイの予約は2ヶ月前から行っています。年末年始・ゴールデンウィーク・お盆の時期などは混み合いますので早めの予約をお願いします。

個人情報使用同意書

社会福祉法人 函要会
ショートステイ 葦山・ぶなの森 御中

私および家族の個人情報については、事業者がサービスを円滑に提供する上で必要最小限の範囲内で使用することに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

家族代表

住所 _____

氏名 _____ ㊞